

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（附則第四十二条関係）

改正案	現行
<p>（年金給付等積立金の運用）</p> <p>第百二十六条の三 年金給付等積立金は、次に掲げる方法により運用しなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 次に掲げる方法であつて金融機関、証券会社その他の政令で定めるもの（以下「金融機関等」という。）を契約の相手方とするもの</p> <p>イ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する受益証券（証券投資信託又はこれに類する外国投資信託に係るものに限る。）又は投資証券、投資法人債若しくは外国投資証券（資産を主として有価証券に対する投資として運用すること（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数等先物取引、有価証券店頭オプション取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引を行うことを含む。）を目的とする投資法人又は外国投資法人であつて政令で定めるものが発行するものに限る。）の売買</p> <p>ロ～二 （略）</p> <p>五 （略）</p>	<p>（年金給付等積立金の運用）</p> <p>第百三十六条の三 年金給付等積立金は、次に掲げる方法により運用しなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 次に掲げる方法であつて金融機関、証券会社その他の政令で定めるもの（以下「金融機関等」という。）を契約の相手方とするもの</p> <p>イ 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する証券投資信託若しくは外国証券投資信託の受益証券又は投資証券若しくは外国投資証券の売買</p> <p>ロ～二 （略）</p> <p>五 （略）</p>

2
~
5
(略)

2
~
5
(略)